

青県境 第 1 8 1 号
平成 2 2 年 1 月 5 日

田 子 町 長 殿

青森県環境生活部県境再生対策室長

青森・岩手県境不法投棄現場・環境再生計画（案）等に対する
要望、回答及びお尋ねする事項について（回答）

平成 2 1 年 1 2 月 2 1 日付け田収発第 2 0 2 9 号で提出のありました標記事項について、別記のとおり回答します。

記

1. 環境再生計画（案）に対する田子町の考え方と要望について

別添、青森・岩手県境不法投棄現場・環境再生計画（案）のとおり

2. 環境再生計画の策定に関してお尋ねしたい事項について

(1) 計画の位置付けについて、「施策の具体化にあたっての詳細は、本計画を基に、別途、検討されるものである」ということについて

答 施策の具体化については、計画に掲げた実施スケジュール概要（県としての取組み）を踏まえ、平成22年度以降、それぞれの事業内容に応じたスケジュールにより、毎年度の予算編成作業等を通じて検討し、適切に対応していくこととします。

検討内容は、県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会等に対し適宜提示し、意見を聞きながら具体化を図っていくものとします。

事業内容のうち、植樹については、計画（案）にも掲げているとおり、水処理施設稼働終了後の着手を基本としています。

なお、原状回復事業終了後の水処理施設稼働中の植樹については、水処理への影響を慎重に見極め、今後検討して参りたいと考えています。

また、原状回復事業終了前の植樹については、撤去作業を安全かつ適切に完遂することが最優先課題であり、困難と考えています。

(2) 浸出水処理施設を活用した資料展示・公開について

答 原状回復事業終了後における本事案に関する情報発信については、これまで県として事業の状況の積極的かつ継続的な公開に取り組んできた経緯を踏まえ、原状回復事業終了後においても、現場内外における事案継承等の機能について整備することが必要と考えています。

検討にあたっては、将来的な県民負担や費用対効果を十分勘案することが重要であり、効果的・効率的な手法が求められていることから、新たな施設整備等を行わないこととし、アーカイブの整備・公開等を計画に掲げたところ です。

水処理施設の活用については、上記の考え方を基本にしながら、廃棄物の全量撤去終了後、現場内地下水が環境基準に適合し、かつ安定したことを確認する必要があり、一定期間、水処理施設の稼働を要することが見込まれています。こうしたことを踏まえ、施設稼働期間内においては当該施設の一部を活用して資料の展示・公開を行うこととしているものです。

(3) 浸出水処理施設の稼働期間について

答 廃棄物の全量撤去終了後、現場内地下水が環境基準に適合し、かつ安定したことを確認する必要があり、一定期間、水処理施設の稼働を要することが見込まれています。

水処理施設の稼働については、今後、県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会において協議いただきながら検討することとしています。